

## 国民年金納付実績と今後の収納対策

### 平成15年度の納付実績

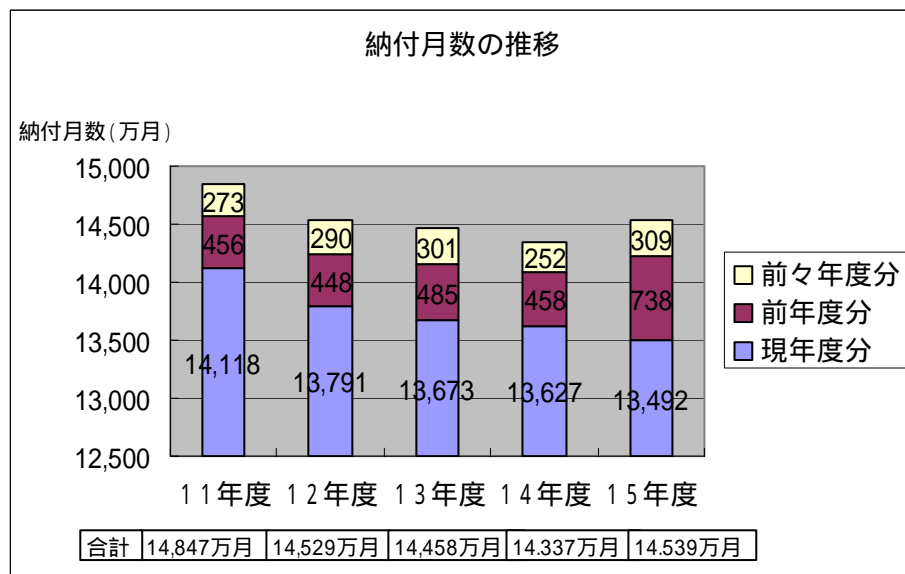
#### 納付率

平成15年度の現年度分にかかる納付率は63.4%であり、前年度比0.6ポイントの増加。過年度分にかかる納付率は4.9%（3.4%+1.5%）であり、前年度比1.3ポイントの増加。その結果、現年度分及び過年度分を合わせた納付率は68.3%となり、前年度比1.9ポイントの増加となった。

	平成13年度	平成14年度	平成15年度
現年度分	70.9%	62.8%	63.4%
前年度分	2.5%	2.3%	3.4%
前々年度分	1.5%	1.3%	1.5%
計	74.9%	66.4%	68.3%

#### 納付月数

平成15年度中に納付された保険料のうち、現年度にかかる分は、前年度比135万月の減少となったが、過年度分にかかる分は、前年度比337万月の増加となり、過年度分を含む納付月数全体は、前年度を202万月上回った。



納付対象月数 2億1,276万月（前年度比 2.0%）

注

$$\text{納付率}(\%) = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数及び学生納付特例月数は含まれない）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

平成15年度は「国民年金特別対策本部」を設置し、全省をあげて保険料収納対策に取り組んだところである。

その結果、納付率及び過年度分を含む納付月数ともに若干ではあるが平成14年度を上回った。

しかしながら、厳しい経済状況の下、現年度分の納付月数が平成14年度を下回るなど、目標達成に向けたさらなる取り組みが必要であると認識しており、引き続き、被保険者の年金権確保に向けた効果的な対策を実施するなど、なお一層の努力を傾注していくこととしている。

## 平成15年度の収納対策

平成14年度の納付実績が厳しい状況にあるという認識の下、地方社会保険事務局及び社会保険事務所の体制を強化し、次のような収納対策を実施してきた。

### 1. 国民年金特別対策本部の設置と目標の設定

平成15年8月に『国民年金特別対策本部』を本省に、それ以降、順次地方社会保険事務局に設置し、  
要因分析を踏まえた新たな個別収納対策を実施するとともに  
保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図り、  
着実な収納体制の確立に取り組んできた。

この取組の実効をあげるため、平成19年度の納付率80%という中長期的な目標を設定し、その目標の達成に向けて、収納体制の整備（国民年金推進員を3年で倍増等）や社会保険事務所ごとの実績管理を行い、計画的対策を実施し、制度に対する不安感、不信感を払拭し、国民の年金制度に対する信頼を回復するべく取り組んできた。

納付率が低調な地域をかかえる地方社会保険事務局及び社会保険事務所を、収納対策強化事務局及び収納対策強化事務所に指定し、本庁による重点的な指導、支援を実施してきた。

- ・ 収納対策強化事務局（8事務局）  
青森、東京、大阪、兵庫、福岡、長崎、宮崎、沖縄
- ・ 収納対策強化事務所（22事務所）  
札幌東、函館、室蘭、苫小牧、仙台東、仙台南、平、郡山、水戸南、宇都宮西、浦和、春日部、横浜中、川崎、高津、熱田、中京、下京、高知東、広島東、熊本西、鹿児島北

\* 詳細は別紙1参照

## 2 . 未納者に対する地道な納付督促対策

未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

- ・ 1ヶ月でも未納となった被保険者1,010万人に対し、年6回、納付督促を実施した。

電話による保険料の納付督促を実施

- ・ 催告状によっても納付に結びつかなかった者のうち電話番号が判明している340万人に対し、納付督促を実施した。

戸別訪問による保険料の納付督促、収納を実施

- ・ 催告状及び電話によっても納付に結びつかなかった未納者510万人に対し、社会保険事務所職員及び国民年金推進員（1,948人）が戸別訪問を行い、納付督促及び保険料収納を実施した。

集合徴収窓口の拡大

- ・ 市町村との連携を図り、役場、スーパーなどで納付相談等と合わせて行い、16万人が来場した。

## 3 . 納付しやすい環境づくり

コンビニエンスストア等での保険料収納の開始

- ・ 被保険者、特に若年層の利便性の向上を図るため、16年2月からコンビニエンスストアでの保険料収納を可能とし、延べ5万件の利用があった。

口座振替の利用を勧奨

- ・ 口座振替を積極的に勧奨したものの、引き続き経済の低迷、若年被保険者の増加等により口座振替の利点を十分周知しきれず、利用率は前年度と比べて0.1ポイント低下し、35.1%にとどまった。

## 4 . 地域に根ざした収納活動の強化等

### 納付協力組織等の活用

- ・ 地域に根ざした公的機関や同業者団体への収納業務の委託について働きかけを行い、商工会については、都道府県単位での意向確認を行った。
- ・ ほとんどの社会保険事務所において、社会保険事務局の協力を得て市町村への免除該当情報の提供等を依頼した。(しかしながら、なお協力を得られない市町村があった。)

### 国民年金委員の設置

- ・ 国民年金制度に対する信頼感を醸成し、納付意識の高揚につなげるため、民間有識者からなる国民年金委員を35社会保険事務局で6,074人に対して社会保険庁長官が委嘱した。

## 5 . 年金広報の充実及び年金教育の推進

### 年金広報の充実

- ・ 年金週間(11月6日~12日)を中心に各社会保険事務所が、地域に密着した広報を実施した。
- ・ 保険料の納付を呼びかけるポスターの駅貼り、電車の中吊り、若者向け情報誌への広告掲載、インターネットを利用した広報を実施した。
- ・ なお、有名俳優を起用した大規模テレビCM等の広報は、厳しいコスト意識等を持って、十分にその意義、必要性を検証すべきとの指摘を受け、今後の年金広報のあり方の検討など厳しい課題を残す結果となった。

### 年金教育の推進

- ・ 年金教育をさらに推進するため、学校関係者との年金教育推進協議会を32の社会保険事務局に設置した。
- ・ 年金制度の副読本などを使用し、中学・高校の教員を対象に7,464校(14年度5,929校)で、生徒を対象に3,170校(14年度3,017校)で年金セミナーを実施した。

## 6 . 強制徴収の実施

### 督促状の送付、差押えの執行

- ・ 保険料の負担能力が有りながら、世代間連帯の下の納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者を9,654人選定し、最終催告状を送付した。このうち、納付に応じない394人について督促状を送付し、29人に対して差押えを執行した。

\* 詳細は別紙2参照

## 平成16年度以降の収納対策強化

平成15年度の納付実績は、昨年度同様厳しい状況にあるという認識の下、本省及び地方社会保険事務局の『国民年金特別対策本部』設置を継続し、

中長期的な目標(平成19年度の納付率80%)に向けて基本的な収納対策の充実強化を図る。

納付率が低調な地域をかかえる社会保険事務局・事務所への収納対策強化事務局・事務所の指定を増やし、本庁による重点的な指導、支援をより強力に行うなど、さらなる収納対策の強化を図る。

など、引き続き全省をあげて取り組む。

合わせて、収納体制の整備(国民年金推進員を平成18年度までの3年間で倍増)や社会保険事務所ごとの実績管理を継続して行うとともに、国民年金制度及び制度運営に対する国民の厳しい批判を真摯に受けとめて、国民の年金制度に対する信頼を回復すべく、社会保険庁一丸となって収納対策の徹底した実施を図る。

### 1. 基本的な収納対策の充実強化

平成16年度においても、引き続き平成15年度から実施している基本的な収納対策について、次のような充実強化を図り、納付に結びつける。

- ・ 未納者一人ひとりに対し催告状、電話、戸別訪問等の納付督促活動を強化する。
- ・ 国民年金推進員の増員を図り、戸別訪問による納付督促活動の充実を図る。
- ・ 免除制度及び学生納付特例制度等の周知を図る。
- ・ 年金広報の充実及び年金教育を推進する。全国に年金教育推進協議会を設置する。また、大学における年金教育の実現を検討する。

- ・ 保険料の負担能力が有りながら、世代間連帯の下の納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない滞納者について、16年度も引き続き強制徴収を実施する。なお、法律改正による所得情報の取得が16年10月から可能となることから、その情報を活用し、前年度を上回る3万件程度の最終催告状の送付を行うこととする。

## 2. さらなる収納対策強化のための取り組み

### 収納対策強化事務局・事務所の指定の拡大

- \* 収納対策強化事務局・事務所の指定については、別紙3参照

### 保険料納付意識の徹底

- |   |            |
|---|------------|
| 納付額証明書の発行                                 | 【16年度実施予定】 |
| ・ 保険料納付実績のある全被保険者について、国民年金保険料納付額証明書を発行する。 |            |
| 所得情報の取得                                   | 【16年10月実施】 |
| ・ 全市町村への情報提供を依頼し、強制徴収や免除周知を的確に実施する。       |            |

### 納付しやすい環境づくり

- |   |            |
|---|------------|
| コンビニエンスストア等の活用  |            |
| ・ 被保険者、特に若年層の利便性の向上を図るため、コンビニエンスストアでの保険料収納について引き続き周知する。 |            |
| ・ 16年4月から可能となったインターネットバンキングによる保険料収納についても周知を図る。          |            |
| 未納者への納付状況の通知  | 【16年10月実施】 |
| ・ 催告状に納付月数等の納付状況を追加し、本人宛てに通知する。                         |            |



#### 未納者・失業者に対する免除制度の周知徹底

- ・ 市町村と連携し、所得情報を活用した未納者への免除申請の勧奨及び免除制度の周知を行う。
- ・ 15年度に社会保険事務局及び事務所を通じて大多数のハローワークに免除のチラシを置くなどしたが、16年度はさらに総てのハローワークを通じて失業者に対する特例免除制度の周知及び徹底を図る。

### 納付協力組織の活用等

#### 地域の特性に応じた納付強力組織等の活用

- ・ 継続して商工会との保険料収納業務の委託について検討するとともに、15年度未接触の業界団体（国保組合、医師会、弁護士会等）への保険料収納業務の委託についての検討を行う
- ・ 町内会長等を特別国民年金推進員に任命し、収納の強化を図る。  
（注）特別国民年金推進員とは、国民年金推進員と違って、地域における自治組織（自治会、婦人会、納税貯蓄組合等）に加入する被保険者等特定の者に対する制度周知、納付督促、保険料収納等を戸別訪問により行う推進員のこと。
- ・ 社会保険事務所における納付協力組織との連絡・調整機能を強化する。

#### 国民年金基金との連携

- ・ 国民年金基金加入員について、国民年金保険料と基金掛金の一括口座振替の徹底を図る。

#### 国民年金委員の全事務局での設置

- ・ 地域に根ざした啓発活動を推進するため、民間有識者からなる国民年金委員を全社会保険事務局で社会保険庁長官が委嘱（小学校区に複数名）して設置する。これにより、国民年金制度に対する信頼感を醸成し、納付意識の高揚につなげる。

### 3 . 制度改正等による収納対策

#### 口座振替の促進

- ・ 口座振替の利用率を高めることは収納の安定に寄与するばかりでなく、業務の効率化にも資することとなることから、口座振替のより一層の促進を図る。
- ・ 口座振替割引制度を導入する。 【17年4月実施】
- ・ 資格取得届書と口座振替申出書の一体化など、口座振替手続きの簡素化について検討する。

#### 若年者に対する納付猶予制度の導入 【17年4月実施】

- ・ 低所得である若年者について、親などの世帯主の所得にかかわらず保険料納付を猶予。

#### 多段階免除制度の導入 【18年7月実施】

- ・ 負担能力に応じたきめ細かな免除制度の導入（5段階：全額免除、3 / 4 免除、1 / 2 免除、1 / 4 免除、全額納付）。

#### 申請免除の所得基準の見直し 【17年7月実施】

- ・ 単身世帯の免除基準の緩和など世帯類型の均衡を図る見直し。

#### 申請免除・学生納付特例の承認期間の遡及 【17年4月実施】

- ・ 申請月の前月からとなっている申請免除・学生納付特例の承認期間の始期を原則として直前の7月・4月に変更。

#### 年金個人情報の定期的な通知（ポイント制）

【20年4月実施】

- ・ 被保険者に保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報を定期的に通知する。その際、保険料納付実績を点数化してお知らせする仕組み（ポイント制）を導入。

## 平成 15 年度の収納対策強化事務局・事務所の実施状況

### 【全体的な状況】

8月4日下記事務局・事務所を収納対策強化事務局・事務所に指定

#### <事務局指定>

青森、東京、大阪、兵庫、福岡、長崎、宮崎、沖縄（8事務局）

#### <事務所指定>

札幌東、函館、室蘭、苫小牧、仙台東、仙台南、平、郡山、水戸南、宇都宮西、浦和、春日部、横浜中、川崎、高津、熱田、中京、下京、高知東、広島東、熊本西、鹿児島北（22事務所）

年金保険課及び地方課職員による支援チームを編成（4チーム）

8月～9月の間に収納対策実施計画策定の打合せを実施

11月～1月の間に各事務局・事務所へ出向き、現地会議に参加するなどにより、進捗状況の把握と計画の見直し等個別的な推進方法について指導・助言

### 【本庁支援の内容】

支援チームによる15年度収納対策実施計画（具体的な月別行動計画等）策定の打合せを実施し、当該計画に基づく2ヶ月毎の進捗管理を実施（9月、11月、1月、3月、5月）

地域特性に応じた特別対策に要する経費を別途支援するとともに、当該地域に手厚い広報を実施

### 【指定事務局・事務所の取り組み結果】

総ての指定事務局及び指定事務所で、現年度分及び過年度分を合わせた納付率が前年度より上昇した一方、1つの指定事務所（郡山社会保険事務所）で現年度分にかかる納付率が前年度より減少した。

各事務局、事務所毎の取り組み結果は別添参照。

## 収納対策強化事務局の取り組み状況等

事務局	納 付 率				取り組み結果
	区分	14年度	15年度	増減	
青 森	現年度	57.9%	60.8%	2.9%	集合徴収、戸別訪問の夜間・休日の実施。医療関係団体、調理師会、理美容師会と連携した文書納付勧奨等により、納付率は上昇した。
	過年度	3.2%	4.1%	0.8%	
	計	61.1%	64.9%	3.7%	
東 京	現年度	57.3%	58.2%	0.8%	14年度から継続している優良納付者及び納付実績者の確保に向けた対策（納付者数の拡大、口振加入者の拡大）に加え、15年度は新たに中長期未納者への督励を実施し、前年並みの納付月数（1,612万月）の確保が図られた。
	過年度	4.8%	6.3%	1.5%	
	計	62.2%	64.5%	2.3%	
大 阪	現年度	53.3%	54.1%	0.8%	事務局特別対策班の推進員を納付状況が悪い大阪市に集中投入、14年4月からの未納者に対して職員及び推進員が10～12月集中的に戸別訪問を実施及び40歳以上の15年度新規未納者に納付書付き催告状を送付するなどの収納対策を行い、納付率はやや上昇した。
	過年度	3.9%	5.5%	1.5%	
	計	57.2%	59.6%	2.3%	
兵 庫	現年度	60.0%	61.0%	1.0%	前年度免除者を対象に市町村と連携し、免除可能な未提出者に免除勧奨を行った（88のうち、46市町村で独自に勧奨、23市町村から免除該当情報の提供）。それにより、納付率はやや上昇した。
	過年度	3.4%	4.9%	1.6%	
	計	63.4%	66.0%	2.6%	
福 岡	現年度	59.4%	60.6%	1.2%	納付組織が多くあった地域の事務所窓口の夜間延長、20歳到達（職権適用）者への戸別訪問による納付指導及び福岡市、北九州市の広報の強化（リビング誌等）等により納付率は上昇した。
	過年度	3.5%	4.7%	1.2%	
	計	62.9%	65.3%	2.4%	
長 崎	現年度	60.1%	60.8%	0.7%	13年度及び14年度申請免除者へダイレクトメールによる勧奨を行い、未提出者にはさらに電話勧奨（都市部のみ）等を行い、ほぼ前年度並みの納付率を確保した。
	過年度	2.6%	3.7%	1.1%	
	計	62.7%	64.6%	1.9%	
宮 崎	現年度	59.6%	59.9%	0.3%	個々に電話督励と戸別訪問の計画数を提示して収納対策を行うとともに、宮崎社保、延岡社保を県独自に強化事務局に指定し、事務局による重点指導を行ったが、ほぼ前年度並みの納付率にとどまった。
	過年度	2.8%	4.2%	1.3%	
	計	62.4%	64.1%	1.6%	
沖 縄	現年度	38.7%	43.2%	4.5%	ほとんどの市町村の協力により免除該当者情報を把握し、電話、戸別訪問による勧奨の結果、納付率の上昇につながった。また、他の事務局に先駆けて強制徴収を実施した。
	過年度	3.9%	4.6%	0.7%	
	計	42.5%	47.7%	5.2%	
指 定 事務局 全 体	現年度	56.4%	57.6%	1.2%	
	過年度	4.1%	5.4%	1.4%	
	計	60.5%	63.0%	2.5%	

（注） 納付率の増減は、端数処理のため一致しないことがある。

収納対策強化事務所の取り組み状況等

事務局（事務所名）	納付率				取り組み結果		
	区分	14年度	15年度	増減			
北海道(札幌東) [白石区、東区、豊平区]	現年度	55.2%	59.4%	4.3%	納付書を同封した独自の催告状や文面を工夫した集合徴収案内状を送付。体制整備を行い、電話、戸別訪問、集合徴収の実施回数の増加。若年層に対する催告文書の送付。納付約束不履行者等に対する特別催告状の送付。収納強化市町の指定及び当該市町における集合徴収の強化。免除勧奨の充実（未申請者への再勧奨）等により総ての事務所での納付率が上昇した。		
	過年度	4.8%	6.9%	2.1%			
	計	60.0%	66.3%	6.3%			
北海道(函館) [函館市、渡島支庁管内、桧山支庁管内]	現年度	59.9%	61.8%	1.9%			
	過年度	3.6%	4.7%	1.2%			
	計	63.5%	66.5%	3.0%			
北海道(室蘭) [室蘭市、登別市、伊達市、虻田郡、有珠郡]	現年度	59.7%	64.6%	4.9%			
	過年度	3.7%	4.4%	0.7%			
	計	63.4%	69.0%	5.6%			
北海道(苫小牧) [苫小牧市、日高支庁管内、虻田郡を除く胆振支庁管内]	現年度	57.6%	63.1%	5.5%			
	過年度	3.8%	4.4%	0.7%			
	計	61.4%	67.5%	6.1%			
宮城(仙台東) [宮城野区、塩釜市、多賀城市、宮城郡]	現年度	56.9%	59.4%	2.5%	届書入力委託の的確な実施等による収納体制の強化、未納者分類による的をしぼった納付督促、電話納付督促と連動した納付督促、免除・学生納付特別制度の周知強化等により仙台東・仙台南事務所ともに納付率が上昇した。		
	過年度	3.9%	5.4%	1.5%			
	計	60.9%	64.8%	4.0%			
宮城(仙台南) [若林区、太白区、岩沼市、名取市、亶理郡]	現年度	59.4%	61.7%	2.4%			
	過年度	3.8%	4.8%	1.0%			
	計	63.2%	66.6%	3.4%			
福島(郡山) [郡山市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡]	現年度	59.4%	59.0%	0.4%		保険料収納対策3ヶ年計画（2年次目）にもとづく収納対策。48～59歳の14年度未納者を職員が分担し、催告状の送付、電話納付督促、戸別訪問の反復実施を行うなどにより納付率の計（現年度・過年度の計）は増加したが、前半での取り組み遅れが影響し、郡山事務所の現年度納付率は前年度を下回った。	
	過年度	2.8%	4.2%	1.4%			
	計	62.2%	63.3%	1.0%			
福島(平) [いわき市、双葉郡]	現年度	58.5%	61.5%	3.0%			
	過年度	3.5%	4.8%	1.4%			
	計	61.9%	66.3%	4.4%			
茨城(水戸南) [笠間市、鹿嶋市、東、西茨城郡、鹿島郡、行方郡]	現年度	59.2%	59.5%	0.3%	転入者等の多い鹿島、行方地区を重点対策として収納対策等を進めた結果、納付率は1.7%上昇したが、他の市町村で下落があり、全体的にはほぼ前年度並みの納付率にとどまった。		
	過年度	2.2%	3.7%	1.5%			
	計	61.4%	63.2%	1.8%			
栃木(宇都宮西) [宇都宮市、鹿沼市、河内郡、西方町、粟野町]	現年度	58.8%	59.8%	1.0%			長期未納者について3年計画で完全接触を図る。戸別訪問、電話督促の納付約束者のフォローを3ヶ月毎に実施。夜間土日の職員の対応等により納付率は上昇した。
	過年度	4.2%	5.5%	1.3%			
	計	63.0%	65.3%	2.2%			
埼玉(浦和) [川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、さいたま市旧浦和市]	現年度	58.8%	60.3%	1.5%		届書の入力処理の事務センターへの集約、収納専従班の設置、電話納付督促の対象範囲の拡大（中期未納者）、集合徴収の工夫（実施回数の増加、年末実施、夜7時までの延長、土曜日開設等）等により浦和・春日部事務所ともに納付率が上昇した。	
	過年度	3.9%	5.8%	1.9%			
	計	62.7%	66.1%	3.4%			
埼玉(春日部) [春日部市、岩槻市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、南埼玉郡、北葛飾郡]	現年度	59.4%	59.8%	0.4%			
	過年度	3.7%	5.3%	1.6%			
	計	63.1%	65.1%	2.0%			

事務局（事務所名）	納付率				取り組み結果
	区分	14年度	15年度	増減	
神奈川(横浜中) [西区、中区]	現年度	59.6%	60.4%	0.7%	<p>20歳到達者を中心に職員、収納指導員による戸別訪問と電話納付督促の実施。24歳以下の未納者に対して11月に納付書とパンフレットを同封して送付する等により前年度を上回る納付月数を確保し、総ての事務所で納付率が上昇した。</p> <p>名古屋市、管轄区役所の協力を得て前年免除者、前年学生納付特例者へ勧奨を実施。集合徴収の夜間実施等により納付率が上昇した。</p> <p>随時前納も含めた前納勧奨の実施。土・日・夜間の集合徴収の実施等により前年度を上回る納付月数を確保し、中京・下京事務所ともに納付率が上昇した。</p> <p>20歳到達者への訪問面談による制度周知及び納付督促。集合徴収の受付時間の拡大。対象者を絞った納付勧奨等を行い、前年度を上回る納付月数を確保し、納付率が上昇した。</p> <p>市町村との連携強化、免除未届者への戸別訪問、社会保険事務所・量販店での集合徴収（土日開催を含む）、所長名の封書による納付督促の実施等により納付率は上昇した。</p> <p>職員5名のプロジェクトチームを設置して戸別訪問を実施するなど最大の未納者を有する熊本市に重点を置いた収納対策等により納付率は上昇した。</p> <p>職員を収納対策班と適用班に分けて収納体制の整備を図り、20歳到達月の翌月に戸別訪問を行い、納付指導や免除指導による未納期間の発生防止、集合徴収の夜間実施等により納付率は上昇した。</p>
	過年度	4.8%	6.3%	1.5%	
	計	64.5%	66.7%	2.2%	
神奈川(川崎) [川崎市、幸区]	現年度	52.9%	53.9%	1.0%	
	過年度	3.4%	4.6%	1.2%	
	計	56.3%	58.6%	2.2%	
神奈川(高津) [中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区]	現年度	56.7%	57.9%	1.1%	
	過年度	4.1%	5.4%	1.3%	
	計	60.8%	63.2%	2.4%	
愛知(熱田) [熱田区、中川区、港区]	現年度	57.6%	58.1%	0.5%	
	過年度	2.8%	4.3%	1.6%	
	計	60.4%	62.4%	2.0%	
京都(中京) [中京区、東山区、山科区]	現年度	58.8%	59.3%	0.5%	
	過年度	4.6%	6.6%	2.0%	
	計	63.4%	65.9%	2.5%	
京都(下京) [下京区、南区]	現年度	58.1%	59.4%	1.3%	
	過年度	4.7%	6.1%	1.4%	
	計	62.8%	65.5%	2.7%	
広島(広島東) [中区、安佐南区、安佐北区]	現年度	59.5%	60.9%	1.4%	
	過年度	3.8%	5.0%	1.2%	
	計	63.3%	65.9%	2.6%	
高知(高知東) [高知市、土佐郡]	現年度	58.6%	61.8%	3.2%	
	過年度	3.7%	5.7%	2.0%	
	計	62.3%	67.5%	5.2%	
熊本(熊本西) [熊本市、山鹿市、菊池市、鹿本郡、菊池郡]	現年度	59.1%	60.8%	1.7%	
	過年度	3.6%	5.5%	1.9%	
	計	62.7%	66.3%	3.6%	
鹿児島(鹿児島北) [鹿児島市、西之表市、鹿児島郡、日置郡、熊本郡]	現年度	58.1%	60.1%	2.0%	
	過年度	3.9%	5.1%	1.2%	
	計	62.0%	65.2%	3.2%	
指定事務所全体	現年度	58.4%	59.8%	1.4%	
	過年度	3.7%	5.2%	1.5%	
	計	62.1%	65.1%	2.9%	

(注1) 「事務局(事務所名)」欄の下段の郡市区町村名は、事務所の管轄地である。

(注2) 納付率の増減は、端数処理のため一致しないことがある。

## 平成15年度における強制徴収の実施状況について

<b>最終催告状</b>	<b>9,654件</b>
--------------	---------------

数次にわたる個別訪問による納付特例

納付等	未納者	
	督促対象者	未接触(不在)、非該当判明者
5,666件	394件	3,594件

<b>督促状</b>	<b>394件</b>
------------	-------------

戸別訪問による最終的な納付特例

納付等	未納者
223件	171件

財産調査による差押対象者の絞り込み等

<b>差押予告通知書</b>	<b>70件</b>
<b>差押執行</b>	<b>29件</b>

(注) 数値は、平成16年6月30日現在の件数であり、引き続き、納付約束の不履行者など、未納となっている者に対しては、本人との接触や財産調査の実施等、差押執行をも念頭に置いた督促を現在も進めているところ。

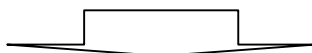
## 16年度の収納対策強化社会保険事務局等の指定について（案）

### 1. 収納対策強化社会保険事務局の指定

（管内すべての社会保険事務所が収納対策強化社会保険事務所）

選定基準

平成15年度納付率（過年度納付率を含む）が、下位10番までの事務局



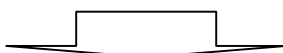
青森、茨城、栃木、東京、大阪、兵庫、福岡、長崎、宮崎、沖縄

### 2. 収納対策強化社会保険事務所の指定

（収納対策強化事務局管内の事務所を除く）

選定基準

平成15年度納付率（過年度納付率を含む）が、下位100番までの一定規模の社会保険事務所



札幌東、仙台東、平、郡山、白河、浦和、春日部、千葉、木更津、佐原、川崎、高津、相模原、名古屋北、熱田、中京、下京、京都南、大和高田、広島東、下関、大分、熊本西、鹿児島北  
（24事務所）

（注） 指定事務局の事務所数を含むと、15年度は青森(4)、東京(30)、大阪(21)、兵庫(10)、福岡(11)、長崎(4)、宮崎(4)、沖縄(6)に22事務所を加え、合計112事務所。16年度は青森(4)、茨城(5)、栃木(5)、東京(30)、大阪(21)、兵庫(10)、福岡(11)、長崎(4)、宮崎(4)、沖縄(6)に24事務所を加え、合計124事務所。